三井住友トラスト VISA カード法人会員規約(コーポレートカード用・個別決済方式)(2024 年 4 月改定)		
改定前	改定後(下線部が改定箇所)	
第3条(カードの貸与と取り扱い)	第3条(カードの貸与と取り扱い)	
1. 当社は、会員および使用者に使用者氏名・会員番号・有効期限等(以下「カ	1. 当社は、会員および使用者に使用者氏名・会員番号・有効期限等(以下「カ	
ード情報」という)を券面上に印字した使用者の申込区分に応じたクレジット	ード情報」という)を <u>券面に印字または登録</u> した使用者の申込区分に応じたク	
カード(以下「カード」という)を発行し、貸与します。カードおよびカード	レジットカード(以下「カード」という)を発行し、貸与します。カードおよ	
情報は、カード券面上に印字された使用者本人以外使用できないものとしま	びカード情報は、カード <u>券面に印字または登録</u> された使用者本人以外使用でき	
す。≪省略≫	ないものとします。≪省略≫	
2. 使用者は、使用者本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときはただ	2. 使用者は、使用者本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときはただ	
ちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとします。	ちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとします <u>(カードに署</u>	
	名欄がある場合に限る)。	
第8条(代金決済)	第8条(代金決済)	

5. 当社は、前4項に定める毎月の支払額を当月初旬に、会員または使用者の届出の住所へ請求明細書を送付し、通知します。通知を受けた後10日以内に当社に対して異議の申し立てがない場合には、請求明細書の内容について承認したものとみなします。

## 第11条(退会)

- 1. 会員が退会をする場合は、管理責任者が所定の届出用紙により当社の指定 する金融機関または当社に届け出るものとします。≪省略≫
- 2. 使用者が退会をする場合は、管理責任者が所定の届出用紙により当社の指定する金融機関または当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、当該使用者のカードおよびチケット等を当社に返却するものとし、会員は、当該使用者の債務の全額をただちに支払うものとします。

# 第12条 (カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等)

4.

(9) 会員(当該法人の役員等を含む)または使用者が、暴力団、暴力団員、

5. 当社は、前4項に定める毎月の支払額を当月初旬に、<u>当社の定める方法により、</u>会員または使用者へ請求明細書にかかる情報を連携し、通知します。通知を受けた後10日以内に当社に対して異議の申し立てがない場合には、請求明細書の内容について承認したものとみなします。

## 第11条(退会)

- 1. 会員が退会をする場合は、管理責任者が所定の<u>方法</u>により当社の指定する 金融機関または当社に届け出るものとします。≪省略≫
- 2. 使用者が退会をする場合は、管理責任者が所定の<u>方法</u>により当社の指定する金融機関または当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当社に返却するものとし、会員は、当該使用者の債務の全額をただちに支払うものとします。

# 第12条 (カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等)

4.

(9) 会員(当該法人の役員・実質的支配者等を含む)または使用者が、暴力

改定前	改定後(下線部が改定箇所)
暴力団員でなくなった時から5年を経過・・・≪省略≫	団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過・・・≪省略≫
(10) 会員(当該法人の役員等を含む)または使用者が、自らまたは第三者を	(10) 会員(当該法人の役員・実質的支配者等を含む)または使用者が、自ら
利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合	または第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした
(12) 会員または使用者に対し本条第8項または第9項または第20条第4	場合
項の調査等が完了しない場合や、調査の結果当社が会員として不適格と判断し	( 1 2) 会員または使用者に対し本条 <u>第 9 項</u> または <u>第 10 項</u> または第 20 条第 4
た場合や、会員または使用者がこれらの調査等に虚偽の回答をした場合	項の調査等が完了しない場合や、調査の結果当社が会員として不適格と判断し
(13)当社から貸与された他のカードを所持している・・・≪省略≫	た場合や、会員または使用者がこれらの調査等に虚偽の回答をした場合
5. 会員は、前項により、・・・≪中略≫ただちに当該使用者のカード、および	(13)当社から貸与された他のカードを所持している・・・≪省略≫
チケット等がある場合にはこれらを当社に返還するものとします。	5. 当社は、会員または使用者が前項第9号または第 10 号の事由に該当した
	場合、会員および使用者の保有する当社が発行する全てのカードについて通
	知・催告等をせずに会員資格または使用者資格を取り消すことができるものと
	し、当社と会員および使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせず
	に解除することができるものとします。
	<u>6.</u> 会員は、前項により、・・・≪中略≫ただちに <u>全</u> カード、およびチケット等
	がある場合にはこれらを当社に返還するものとします。
	<u>7.</u> 当社は、第4項により、会員資格または使用者資格を・・・≪省略≫
	8. 会員および使用者は、会員または使用者の会員資格もしくは・・・≪省略≫
	9. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に・・・≪省略≫
	10 . 当社は、会員または使用者の情報および具体的なカードの・・・《省略》
	<u>11 .</u> 当社は、当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡・・・≪省略≫
	12. 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、
	他のアカウントへのチャージ(送金)取引について、カードの利用を制限する
	<u>ことができるものとします</u> 。
第14条(期限の利益の喪失)	第14条(期限の利益の喪失)
	1. 【下記「(5)」を追加】
	(5) 会員または使用者が第 12 条第 4 項第 9 号または第 10 号の事由に該当し
	2

改定前	改定後(下線部が改定箇所)
30011	たことが判明した場合。
第17条(会員保障制度)	第17条(会員保障制度)
6. 会員または使用者は、当社から損害のてん補を受ける場合には、当該てん	3.【下記(7)を追加】
補の対象である不正利用に起因して本会員が保有する一切の権利をてん補を	(7) 会員または使用者が複数回にわたり類似の紛失・盗難等の被害に遭い、
受けた金額の限度で当社に移転し、移転に必要な手続きも履行するものとしま	当該被害が会員または使用者の過失に起因する場合
す。また、会員もしくは使用者は、当該てん補を受けた後、当該てん補の対象	
である不正利用に関して、名目を問わず第三者から金員を受領した場合は、当	た損害
該金員を当社に支払うものとします。	(9) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じて行われた紛失・盗難に起
	因する損害
	_(10 )_その他本規約に違反する使用に起因する損害
	6. 会員または使用者は、当社から損害のてん補を受ける場合には、当該てん
	補の対象である不正利用に起因して会員または使用者が保有する一切の権利
	をてん補を受けた金額の限度で当社に移転し、移転に必要な手続きも履行する
	ものとします。また、会員もしくは使用者は、当該てん補を受けた後、当該て
	ん補の対象である不正利用に関して、名目を問わず第三者から金員を受領した
	場合は、当該金員を当社に支払うものとします。
第19条(カードの有効期限)	第19条(カードの有効期限)
1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード券面上に印字され	1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード券面に印字され、
た月の末日までとします。	あるいは当社所定のウェブサイトおよびアプリケーション上に表示された月
	の末日までとします。
第20条(届出事項の変更等)	第20条(届出事項の変更等)
1. 当社に届け出た管理責任者、使用者、住所、連絡先、代金決済口座、氏名、	1. 当社に届け出たカード担当者、管理責任者、使用者、住所、連絡先、代金
電話番号、電子メールアドレス、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を	決済口座、氏名、電話番号、電子メールアドレス、国籍、在留資格、在留期間、
行う目的、会員の実質的支配者およびその他の項目(以下総称して「届出事項」	事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者お
という) 等に関する情報等に変更が生じた場合は、当社が適当と認めた方法に	よびその他の項目(以下総称して「届出事項」という)等に関する情報等に変
より会員または使用者が遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所	更が生じた場合は、会員または使用者が遅滞なく当社の指定する金融機関また

改定前	改定後(下線部が改定箇所)
定の届出用紙により届け出るものとします。ただし、当社が適当と認めた場合	は当社宛に所定の方法により届け出るものとします。
には、電話等で届け出ることもできます。	【下記 6.を追加】
	6. 当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員および使用者に対
	し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあり、当該会員および使
	用者は届出に応じるものとします。
第25条(カードショッピング)	第25条(カードショッピング)
2. 加盟店の店頭での利用手続き 商品の購入その他の取引を行うに際し、加	2. 加盟店の店頭での利用手続き 商品の購入その他の取引を行うに際し、加
盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によっ	盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によっ
て使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の	て使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の
署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用	署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用
ができないことがあります。≪省略≫	ができないことがあります (カードに署名欄がある場合に限る)。≪省略≫
第26条(立替払の承諾等)	第26条(立替払の承諾等)
1. 会員および使用者は、当社に対し、≪中略≫カード利用による取引の結果	1.会員および使用者は、当社に対し、≪中略≫カード利用による取引の結果
生じた加盟店等の使用者に対する債権について、・・・≪省略≫	生じた加盟店等の会員または使用者に対する債権について、・・・≪省略≫
(2023年4月改定)	( <u>2024</u> 年4月改定)

## 個人情報の取り扱いに関する同意条項

改定前	改定後(下線部が改定箇所)
第1条(個人情報の収集・保有・利用等)	第1条(個人情報の収集・保有・利用等)
1. 使用者または使用者の予定者(以下総称して「使用者等」という)は、本	1. 使用者または使用者の予定者および会員の代表者または入会申込者の代
規約(本申し込みを含む。以下同じ)を含む当社との取引の与信判断および与	表者およびカード担当者、管理責任者 (以下総称して「使用者等」という) は、
信後の管理ならびに付帯サービスの提供のため、・・・≪中略≫	本規約(本申し込みを含む。以下同じ)を含む当社との取引の与信判断および
① 申し込み時または入会後に使用者等が提出する申込書、届出書、その他の書	与信後の管理ならびに付帯サービスの提供のため、・・・≪中略≫
類に記入しまたは使用者等が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生	① 申し込み時または入会後に使用者等が提出する申込書、届出書、その他の書
年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、運転経歴証	類に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電
明書番号、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質	子メールアドレス、運転免許証番号、運転経歴証明書番号、事業の内容、職業、

### 改定前

的支配者、勤務先、資産、負債、在留資格に関する情報および収入等の情報(以下総称して「氏名等」という)、本規約に基づき届け出られた情報および当社届出電話番号の現在および過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報、電話接続状況履歴(全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる)およびお電話等でのお問い合わせ等により当社が知り得た氏名等の情報(以下総称して「属性情報」という)

## 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

私(会員の名義人(会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。 以下同じ。))および使用者は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号 のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、 または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、 このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私および 使用者は、上記行為または虚偽の申告が判明し会員資格・使用者資格が取り消 された場合、当然に貴社に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、ただち に債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請 求は行わず、いっさい私および使用者の責任といたします。

(2023年4月改定)

### 改定後(下線部が改定箇所)

法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、勤務先、資産、負債、収入、国籍、在留資格、在留期間に関する情報等の情報(以下総称して「氏名等」という)、本規約に基づき届け出られた情報、当社届出電話番号の現在および過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報、電話接続状況履歴(全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる)ならびにお電話等でのお問い合わせ等により当社が知り得た氏名等の情報(以下総称して「属性情報」という)

### 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

私(会員の名義人(会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員・実質的支配者等を含む。以下同じ。)) および使用者は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私および使用者は、上記行為または虚偽の申告が判明した場合、当然に貴社に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、ただちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、いっさい私および使用者の責任といたします。

(2024年4月改定)